

第13回孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム幹事会 議事次第

令和5年7月12日（水）
17:00～18:00
（オンライン開催）

1. 開会

2. 議題

（1）担当幹事からの報告

- ・令和5年度 孤独・孤立対策に資する NPO 法人等への調査

（2）分科会等

- ・孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による特色ある取組の推進

3. 報告事項

- ・総会の成立事項（定足数）の規約改定
- ・幹事会の定期開催日時の確定
- ・令和5年5月の「孤独・孤立対策強化月間」の実施
- ・孤独・孤立対策におけるサポーター養成の検討

4. その他

- ・「孤独・孤立対策推進法」の成立、公布
- ・地方公共団体における孤独・孤立対策に関するアンケート調査結果
- ・令和5年度地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの取組団体の決定
- ・地域における孤独・孤立対策に関する NPO 等の取組モデル調査の取組団体の決定
- ・孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査の取組団体の決定

5. 閉会

【配付資料】

- | | |
|--------|--|
| 資料 1 | 令和5年度 孤独・孤立対策に資する NPO 法人等への調査について |
| 資料 2 | 孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による特色ある取組の推進 |
| 資料 3－1 | 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約（令和5年6月9日改定） |
| 資料 3－2 | 令和5年度幹事会日程一覧（令和5年7月時点） |
| 資料 3－3 | 孤独・孤立対策強化月間ホームページ掲載資料（令和5年5月） |
| 資料 3－4 | 孤独・孤立対策におけるサポーター（仮）養成の検討 |
| 参考資料 1 | 孤独・孤立対策推進法の概要、法案の国会審議、附帯決議（衆・参）、
孤独・孤立対策推進法の公布について（通知）（令和5年6月7日、閣副428号） |
| 参考資料 2 | 地方公共団体における孤独・孤立対策に関するアンケート調査結果 |
| 参考資料 3 | 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業に係る第一次取組団体の決定（令和5年6月13日） |
| 参考資料 4 | 地域における孤独・孤立対策に関する NPO 等の取組モデル調査の採択について（令和5年6月13日） |
| 参考資料 5 | 孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査の取組団体の決定について（令和5年7月11日） |

令和5年7月12日

第13回 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 幹事会(オンライン)参加団体

団体名	出席者 (⇒代理出席又は欠席)	幹事会 へ一任
全国社会福祉協議会	村木 厚子(むらき・あつこ)会長 ⇒代理出席 高橋良太 地域福祉部長	—
全国社会福祉法人経営者協議会	磯 彰格(いそ・あきただ)会長 ⇒代理出席 宮内良樹 法人振興部副部長	—
認定NPO法人日本NPOセンター	吉田 建治(よしだ・けんじ)事務局長	—
NPO法人新公益連盟	白井 智子(しらい・ともこ)代表理事 ⇒代理出席 井澤徹 孤独・孤立担当 鈴木 直樹事務局次長	—
NPO法人あなたのいばしょ (SNS相談コンソーシアム)	大空 幸星(おおぞら・こうき)理事長	—
NPO法人自殺対策支援センターライフリンク	清水 康之(しみず・やすゆき)代表 ⇒代理出席 根岸親 副代表 の可能性有	—
一般社団法人 日本いのちの電話連盟	堀井 茂男(ほりい・しげお)理事長 ⇒代理出席 小西慶直 孤独・孤立相談プラットフォーム事務担当	—
一般社団法人 社会的包摂サポートセンター (よりそいホットライン)	遠藤 智子(えんどう・ともこ)事務局長	—
一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク	奥田 知志(おくだ・ともし)共同代表 ⇒欠席 高橋 陽佑事務局	○
認定NPO法人 全国子ども食堂支援センター・むすびえ	湯浅 誠(ゆあさ・まこと)理事長 ⇒代理出席 西川貴清 公共政策担当	—
一般社団法人 全国フードバンク推進協議会	米山 広明(よねやま・ひろあき)代表理事	—
認定 NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ (シングルマザーサポート団体全国協議会)	赤石 千衣子(あかいし・ちえこ)理事長	—
NPO法人全国女性シェルターネット	北仲 千里(きたなか・ちさと)共同代表	—
NPO法人子育てひろば全国連絡協議会	奥山 千鶴子(おくやま・ちづこ)理事長	—

令和5年度 孤独・孤立対策に資する NP0 法人等への調査について

■本調査の趣旨

NP0 法人等の活動状況等を把握し、今後、孤独・孤立問題の改善につなげるために地域で多様な団体の連携を後押しするための施策の検討に活用する。

■調査目的

NP0 法人等による孤独・孤立対策の取組みにおける「連携の課題意識」は何かの示唆を得ることで、今後の多様な連携を促進するための支援策の検討資料とする。

■調査内容

(1) 調査テーマ

NP0 法人等の取組における「連携の課題意識」実態調査

(2) 背景・仮説

- ・孤独・孤立対策推進法では、孤独・孤立対策を取り組むにあたり「多様な主体による連携」が推奨されている。
- ・「連携」については、本 PF 分科会 2 の中間整理で様々な類型が示されているが、関係者それぞれが考える「連携」は必ずしも一致していないのではないか。
- ・必要とされる連携のあり方は様々であり、連携を実現させるための手法や支援策、また連携を実現するうえで抱える課題も異なっているのではないか。
- ・孤独・孤立対策推進法では官民連携プラットフォームを形成し、地域の実情に応じて、顔の見える関係を構築することを想定しているが、お互いが考えている「連携」について理解がないと初期段階で行き違いが生じる懸念がある。
- ・本調査では、NP0 法人等が「連携」を必要としている場合に、その課題とはなにか、こういった要素があれば連携は実現できるのか、連携の推進のために必要な支援施策とはなにかなど「支援を担う各主体の役割と連携をどう考えるか」を明らかにする。

(3) 調査対象

NP0 法人/社会福祉法人/一般社団法人/一般財団法人/株式会社/任意団体等

(4) 成果の活用シーン

国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他関係者、それぞれが考える「連携」には違いがあることを前提として、協力依頼や事前打ち合わせを行う際の参考資料となることが想定される。

■今後のスケジュール（予定）

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 7/12 | 幹事会にて方向性を共有 |
| 7/18 週 | 調査担当幹事において設問作成、集計方法を確定 ※後日メール報告 |
| 8 月上中旬 | 調査開始（3 週間程度） |
| 9 月～ | 回答〆切、集計分析 |
| 10 月 | 調査報告書完成（メド） |

「孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による特色ある取組の推進」

■取組内容／検討事項について

・取組内容

1 「集約（知る）」

地方における既存の活動から、孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による孤独・孤立の**予防等に資すると考えられる**取組事例を集める。

2 「紹介（知ってもらう）」

様々な分野による関係機関・法人・企業などが参画し連携している取組事例を対象とし、その内容に応じ事例を分別して、会員をはじめ自治体や関係機関へ事例紹介する。

・検討事項

- 1 取組事例の調査項目・サンプルの検討
- 2 調査様式の検討・作成、調査依頼案内文の作成
- 3 事例の分別・紹介方法の検討
- 4 その他必要な事項

■スケジュールについて

・スケジュール案

7月4日 第1回担当幹事打合せ

①調査項目の検討、サンプルの確認

7～8月 ②調査項目の確定、サンプルの検討・確定、③調査様式の検討・確定

④調査依頼案内文の作成、取組事例の調査開始（募集期間2か月程度）

9～11月 ⑤取組事例の紹介方法の検討・確定（属性等で検索可能なデータベース化）

12～1月 ⑥取組事例の紹介

■留意事項

- ・調査の際、官民・民民の異分野間の連携による支援を広げるため、その様な事例を主に取り上げつつも、従来の課題に対応した支援（刑務所出所者支援や自殺対策等々）についても対象となるように依頼する。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約

令和4年2月25日
設立総会決定
令和5年6月9日
一部改定

(名称)

第1条 本会は、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、孤独・孤立対策に取り組む多様なNPO等支援組織間の連携及び官民連携を強化することにより、孤独・孤立対策の取組の推進につなげることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための複合的・広域的な連携強化に関する活動
- 二 孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動
- 三 孤独・孤立対策に関する先導的取組・学術研究等の情報共有・相互啓発活動
- 四 その他本会の目的を達成するために必要な活動

(事業年度)

第4条 本プラットフォームの事業年度は、4月1日から3月31日までとする。

(会員等)

第5条 本会は、本会の目的に賛同し、本規約を順守し、総会の議決権を有する以下の会員をもって組織する。

- 一 全国的に孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援を行う中間支援団体、各分野の全国団体
- 二 孤独・孤立対策に取り組むNPO等支援団体
- 三 関係府省庁
- 四 孤独・孤立対策に関して高い見識を有する者（個人）

2 本会に、本規約を順守し、総会の議決権を有さない以下の会員を設ける。第6条及び第8条の規定は、これらの会員について準用する。

- 一 協力会員 経済団体、学術団体、地方公共団体の意見を取りまとめる全国的連合組織、都道府県・市区町村など孤独・孤立対策に関心が高く、本会の各種活動に可能な範囲で協力する団体
- 二 賛助会員 民間団体・助成団体など孤独・孤立対策に関心が高く、第3条に掲げる活動を支援する団体

(入会)

第6条 新たに本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を第16条に規定する幹事会に提出するものとし、幹事会において、次項に定める要件を満たし、入会が適切であると認める場合に、会員となることができる。

2 会員の入会に当たっては、主に以下の点を確認する。

- 一 孤独・孤立対策に取り組む活動実績があること
- 二 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと
- 三 会員2団体以上又は関係府省庁の推薦があったこと

(会費)

第7条 会費は当面これを徴収しない。ただし、総会において必要と認められるときは、本会の運営に必要な実費の負担を会員に求めることができる。

(退会・除名)

第8条 本会を退会しようとする者は、退会の意志を書面により幹事会に届け出て、任意に退会することができる。また、会員が次の事項のいずれかに該当するときは、該当団体等に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て除名することができる。

- (1) 1年以上、連絡がとれない場合
- (2) 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき
- (3) 会員が解散又は営業を停止したとき
- (4) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (5) その他本会の運営に当って重大な支障が生じると認められたとき

(総会の構成)

第9条 本会の会員をもって構成する総会をおく。

(総会の機能)

第10条 総会は、この規約に別に定めることのほか、次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 幹事の選出
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事項を検討する。

(総会の開催)

第11条 通常総会は、毎年度1回開催する。

- 2 幹事会が必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。
- 3 幹事会は、会員総数の2割以上の会員から総会の開催を求められた場合、臨時総会を開催しなければならない。
- 4 議長は出席会員の互選により選出する。

(総会の招集)

第12条 総会は、幹事会が招集する。

(総会の定足数)

第13条 総会は、会員の1/4の出席をもって成立するものとする。

2 前項の出席者には、表決の委任をしたものも含む。

(総会の決議)

第14条 総会の議事は、議決に加わることのできる総会出席会員の過半数の賛成により決定する。

2 議長は採決に加わることができない。ただし、賛否が可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 総会に出席しない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって出席する会員を代理人として表決を委任することができる。

4 総会の議事に対して、電子メールによる意思表示もできるものとする。電子メールにより一つ以上の議案に対して賛否の意思表示を行った会員については、総会出席会員として数える。

(議案の提案権)

第15条 総会への議案は幹事会が提案する。

2 前項の規定にかかわらず、第11条第3項の請求を行った会員は、その総意にかぎり議案を提出することができる。

(幹事および幹事会)

第16条 総会において議決された事項を円滑に進めるために幹事によって構成する幹事会を置く。

2 幹事会は、この規約で定めるもののほか、本会の運営に必要な事項を定める。

3 幹事会の運営を円滑に進めるために、代表幹事、副代表幹事を、複数、置くことができる。

4 幹事会は、幹事総数の2分の1以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

(幹事の選任)

第17条 幹事は、総会の議決において会員の中から選任する。ただし、第5条第1項第二号から第四号までの会員の中からの選任は3以内とする。

2 幹事は3以上とする。

3 代表幹事および副代表幹事を置く場合は、幹事会の互選により選任する。

(解任)

第18条 幹事が次号のいずれかに該当するときには、該当幹事に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て該当幹事を解任することができる。

(1) 職務の執行にあたれないと認められるとき

(2) 職務上の業務違反、その他幹事としてふさわしくない行為があると認められるとき

(幹事の任期)

第19条 幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 幹事は、辞任又は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

(事務局)

第20条 本会の事務の執行を円滑におこなうため内閣官房孤独・孤立対策担当室に事務局をおく。

(分科会等)

第21条 活動の必要に応じて、本会に会員の一部により組織された分科会等を設置することができる。

2 本会の会員は、分科会等の設置を提案できる。

3 分科会等の設置について幹事会は助言を行うことができる。

4 分科会等には、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。

5 協力会員、賛助会員は、第2項に定める分科会等の設置は提案できないが、傍聴することができる。

6 その他の事項については、本規約と別に定める「分科会規程」によるものとする。

(解散)

第22条 本会は、総会の決議により解散する。

(附則)

1. この規約は、2022年（令和4年）2月25日より施行する。

(附則)

1. この改正は、2023年（令和5年）6月9日より施行する。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会 規程

(趣旨)

第1条 この規程は孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約第21条の規定に基づき設置される、分科会に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 分科会は、孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「本会」という。）の会員間で共通する課題に対する解決策等の検討に関する活動を行うことを目的とする。

(設置期間)

第3条 分科会の設置期間は原則として、設置日から当該年度末とする。

(活動計画)

第4条 分科会の設置又は設置期間の延長を希望する会員は、年間の活動計画を所定の書式で本会事務局（以下「事務局」という。）に提出する。

(活動報告)

第5条 分科会は、当該年度末までに、活動報告を所定の書式で事務局に提出する。

(構成員)

第6条 分科会の構成員は、会員から組織する。

2 構成員の募集に当っては、設立時を含め会員に対して十分な告知を行うものとし、事務局が特に分科会活動に悪影響を及ぼすと判断した場合を除き、会員は参加を阻まれない。

3 構成員は、いつでも分科会を退会することができる。ただし、退会後も第9条を遵守する。

(費用)

第7条 会議等に要する費用は、特に事務局からの提供がない限りは、構成員の自己負担とする。

(成果の報告)

第8条 分科会活動により生じたアイデア、知見その他の成果（以下「検討成果」という。）がある場合、分科会は、随時事務局へ報告する。

(秘密保持)

第9条 構成員は、分科会活動において知得した他の構成員の技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他の構成員の秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

(検討成果等の取扱い)

第10条 分科会の活動計画、活動報告及び検討成果（以下「検討成果等」という。）は、事務局を通じ、会員に共有され、会員及び事務局は検討成果等を自由に利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、検討成果等に、技術的な開発成果等他の会員に共有することが望ましくない知見及び情報等が含まれると分科会が判断した場合、分科会は、事務局と検討成果等の取扱いについて協議する。

3 分科会は、検討成果等について知的財産権（特許、意匠、実用新案、商標及び著作権を含む。）に関する出願等を検討する場合、予め事務局に当該内容を報告し、取扱いについて協議する。

(規程の制定改廃)

第11条 本規程の制定改廃は、事務局である内閣官房と幹事会が協議の上行い、制定または改廃した場合においては、直ちに会員に通知する。

附則

この規程 は、2022 年（令和4年）2月25日から施行する。

令和 5 年度 幹事会開催日程について

■概要

- ・ 幹事会は幹事団体の意向を踏まえ、第 3 水曜日を基本とすることで決定。
- ・ 幹事会のオンライン接続先は、随時、事務局からお知らせします。

※変更となる場合は、事前にご連絡/ご相談をさせていただきます。

■幹事会日程（予定）

第 13 回 2023 年（令和 5 年） 7 月 12 日（水） 17:00～18:00

第 14 回 2023 年（令和 5 年） 9 月 20 日（水） 17:00～18:00

第 15 回 2023 年（令和 5 年）11 月 15 日（水） 17:00～18:00

第 16 回 2024 年（令和 6 年） 1 月 17 日（水） 17:00～18:00

＜2024 年 2 月 令和 5 年度総会開催（担当幹事任期更新等）で調整＞

第 17 回 2024 年（令和 6 年） 3 月 13 日（水） 17:00～18:00

※第 17 回は第 3 水曜日が祝日（3/20）のため第 2 水曜日へ繰り上げ。

以上

5月は「孤独・孤立対策強化月間」です

官民連携して、様々な取組みを実施します

孤独・孤立対策の柱の一つは「孤独・孤立に至っても、支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会」とすることです。このため、孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくための取組みを5月に集中的に行うこととしています。

この月間は、令和6年5月から本格実施することとしています。が、本年5月においても先行してロゴマークを活用した孤独・孤立対策に関する情報発信や相談事業の拡充などに、様々な団体が取り組んでいます。

取組みの一覧

次により大別 黄色…「イベント、活動等の取組」、緑色…「ロゴマークを活用した広報・周知」

実施団体名	取組みの名称	取組みの実施期間	取組みの概要
NPO法人 SKY	孤独・孤立支援のための無料カウンセリング（オンライン）	5月の毎週水曜日（平日のみ）	5月の毎週水曜日（平日のみ）に、無料のオンラインカウンセリングを実施。
社会福祉法人 村山苑	生活困窮者総合相談支援事業（現物給付を含む）（東京都東村山市）	令和5年5月の全期間	生活困窮者等から相談を受けて、福祉サービスの申請の同行、支給までのフォローをなど行う。
スマイルプロジェクト	居住支援（生活支援）相談の強化月間（愛知県）	令和5年5月の全期間	居住支援（生活支援）相談について、5月のみ土日祝日も実施。
公益財団法人 徳島県老人クラブ 連合会	友愛訪問活動の推進及び普及啓発（徳島県）	令和5年5月の全期間	高齢者同士による見守り・助け合いの活動の実施。令和6年度取組開始から40周年を迎えるにあたり、本活動に対する理解促進とその拡大のための普及啓発の推進、強化。

取組みの一覧

次により大別 黄色…「イベント、活動等の取組」、緑色…「ロゴマークを活用した広報・周知」

実施団体名	取組みの名称	取組みの実施期間	取組みの概要
みんなの食堂	プチフードパントリー (埼玉県小川町)	令和5年5月27日(土) ～6月3日(土)	ひとり親家庭に対して、食品を提供。受取にきた際にスタッフが何気なく会話をし、孤独・孤立防止に取り組んでいる。リサイクルの服(子ども用、大人用)の無償提供も開催。4回/年開催(5月、8月、12月、3月開催)
NPO法人 新座子育てネット ワーク	NPO法人新座子育てネットワークの孤独・孤立防止強化月間	令和5年5月の全期間	HPにロゴを表示し、リンクを掲載。各施設で、強化月間の掲示を実施。
一般社団法人 ママの孤立防止支援協会	ドットリボン月間ーママの孤独・孤立防止社会を目指してー	令和5年5月の全期間	HPにロゴを表示し、5月をドットリボン月間と定め、ママの孤立防止のシンボルマーク「ドットリボン」をより勢力的に普及する期間とする。
認定NPO法人 フローレンス	広報発信の中での孤独孤立対策月間としての取組	令和5年5月の全期間	ホームページのニュース一覧や公式Twitterで、孤独孤立に関する発信の際に、ロゴを掲載。
社会福祉法人 祉友会	WEBサイトでのPRと相談受付	令和5年5月の全期間	孤独・孤立対策強化月間について、HPにて掲載。
宮崎県	県庁ホームページへの掲出	令和5年5月の全期間	宮崎県庁HPにおける国の孤独・孤立対策WEBサイト等を紹介するページに5月が強化月間である旨とロゴを掲載。

取組みの登録方法

強化月間にご賛同され5月中に取り組まれる団体におかれましては、その活動を紹介したいと思いますので、是非ご登録ください。
5月中は[Googleフォーム](#)で随時受け付けています。



「孤独・孤立対策におけるサポーター（仮）養成の検討」について

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会 1 の検討成果では、『「認知症サポーター養成事業」を参考に、孤独・孤立の理解者を増やす活動として同養成講座のような仕組みを設ける』とされた。

本提言に係る進捗は以下のとおり。

1 サポーター（仮）養成の名称に係る投票による決定

- ・ 分科会 1 担当幹事と相談し、養成カリキュラムの検討の前にサポーター養成の名称を決めることとした。
- ・ 名称の決定に当たっては、分科会 1 構成員による投票を実施し、決定することを予定（投票の際の資料別添）。

2 サポーター（仮）養成の検討の進め方

- ・ 内閣官房で、仕組みの構築に必要な養成のカリキュラムの検討やテキストの作成、講座の試行を行う調査研究事業（公募）を令和 5 年度に実施予定。
- ・ 上記の検討に当たっては、分科会 1 の担当幹事にも加わっていただく予定。

孤独・孤立対策における「サポーター」の名称について

○分科会1「「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」の検討成果（別紙）では、対策案の中で、「③ 相談者（相談を受ける人）になりうる層」に、『「認知症サポーター養成事業」を参考に、孤独・孤立の理解者を増やす活動として同養成講座のような仕組みを設ける。』と提言されています。本仕組を進めるべく今般、内閣官房では、仕組みの構築に必要な養成のカリキュラムの検討やテキストの作成、講座の試行を行う調査研究事業をすることとしています。

この検討をはじめるとにあたり、分科会1の構成員の皆様に諮り、この仕組みの名称を決めたいと考えています。

この度、名称の案を分科会1担当幹事の検討により以下6案の候補がまとまりました。ついては、7月・日（・）までにGoogleフォーム（下記URL）より投票ください。

<https://forms.gle/Mr6W8B4ZP9i8x8BX9>（設定中）

サポーターについては、90分程度の講座を修了することで、一般の方に孤独・孤立の基礎的な知識を備え、孤独・孤立の問題を抱える当事者等のよき理解者となっていただくことを想定しています。

以下の案については、一般のどなたでもなっていただく観点から「親しみやすい」名称を考えました。

<○…メリット、×…デメリット、※…留意点>

案の1 「孤独・孤立サポーター」

○…孤独・孤立対策の理解者として活動してもらうという趣旨がわかりやすい。

×…孤独・孤立をサポートするような印象がないか。

案の2 「よりそいサポーター」

○…「よりそい」のワードが、ひとりにしないメッセージとして伝わりやすい。

×…寄り添われたくないという方もいる可能性がある。

※名古屋市において、子ども・若者の支援に取り組んだ経験のある方や資格を有した方のほか、子ども・若者の支援に熱意、関心のある方を対象に、ひきこもりの家庭へ訪問する等のボランティアの養成講座で既に使われている例がある。

案の3 「ほっとサポーター」

○…「ほっと」のワードが、ほっとする、あたたかみの印象がある。

×…「ほっと」とは何かわかりにくい。

案の4 「つながりサポーター」

○…「つながり」のワードが、ひとりにしないメッセージとして伝わりやすい。

×…「つながり」のワードが、つながらなければならないとのイメージをもつ方がいる可能性がある。

※鳥取市において、社会的に孤立する人を支援するボランティアとして、多くは子ども食堂や高齢者サロンの運営者、介護の専門職などのほか、関心のある市民を対象とする養成講座で既に使われている例がある。

案の5 「きずなワーカー」

○…「きずな」のワードは、震災を受けて支援意識の象徴として普及している。

×…「ワーカー」は、生活保護の「ケースワーカー」や社会的処方「リンクワーカー」など特定の職と関連づけ「サポーター」よりも重くイメージされやすい。

「きずな」のワードが重く、抵抗のある方がいる可能性がある。

案の6 「つながりワーカー」

○…「つながり」のワードが、ひとりにしないメッセージとして伝わりやすい。

×…「ワーカー」は、生活保護の「ケースワーカー」や社会的処方の「リンクワーカー」など特定の職と関連づけ「サポーター」よりも重くイメージされやすい。

「つながり」のワードが、つながらなければならないとのイメージをもつ方がいる可能性がある。

※赤い羽根共同募金（助成）事業の一環で、孤立に気付き、つながり、見守る取組として、専門職から地域住民の方々を対象とする全国規模の養成事業で既に使われている例がある。

○投票の結果、上位 2 案の得票差が数票の僅差であった場合は、決選投票を実施。

○その他

- ・ 調査研究事業における検討事項の状況等については、分科会 1 へも適宜共有します。
- ・ 調査研究事業で予定される講座の試行や、孤独・孤立対策強化月間の際には、分科会 1 の構成員である皆様にも、講座の実施についてご協力をいただけますと幸いです。

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

【令和５年４月１９日 衆議院 内閣委員会 自民）鈴木貴子議員】

（小倉大臣） 法案の基本理念でも定めておりますとおり、孤独、孤立の問題は人生のあらゆる段階で何人にも生じ得るものであり、孤独、孤立の問題が社会全体の課題であるとの認識の下で、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図っていくことが重要と考えております。

このような基本理念の下で、今後の孤独・孤立対策においては、委員が御指摘をされましたとおり、既存のあらゆる制度、施策に孤独・孤立対策の視点を入れて取組を進めることが重要と考えております。

実際に、昨年九月に開催をした、私が議長を務めます孤独・孤立対策推進会議におきましても、私から各府省庁に対して、孤独・孤立対策の視点を入れて、各種施策の充実強化により一層取り組んでいただくようお願いをしたところであります。

今回の法律の施行後におきましても、内閣府の企画立案及び総合調整機能を発揮することで、孤独・孤立対策の視点を組み入れた施策の推進に努めてまいりたいと思っております。

【令和５年４月２１日 衆議院 内閣委員会 立憲）太栄志議員】

（小倉大臣） 先ほども申し上げたように、ＥＢＰＭの推進、それ自体は、孤独・孤立対策においても大事にしなければいけない、そういう視点だと思っております。

実際に、既に、令和四年に行いました実態把握に関する全国調査によりますれば、孤独感に関する直接質問への回答について、年齢階級別に見ますと、孤独感がしばしば、常にあると回答した人の割合が三十歳代や二十歳代の若い世代で高く、次いで五十歳代や四十歳代の中高年でも孤独感が高い人が一定程度いることがうかがえ、とりわけ男性では、三十代のみならず五十代でも高いことなどが明らかになってきております。

こうした実態調査結果を踏まえて、例えば、ゲートキーパーの養成等の充実といった、若い世代を含む身近な相手と相談できるような取組の推進など、関係府省の施策を含め、孤独・孤立対策の施策を総合的に実施をしているところであります。

また、より学術的などという意味では、ＪＳＴの社会技術研究開発センターにおきまして、社会的孤立、孤独に至る要因やメカニズムの分析を踏まえた予防の観点からの社会的仕組みの創出に資する研究開発が開始をされております。内閣官房といたしましても、この研究に関するＪＳＴとの情報交換を行っているところであります。

重点計画の基本方針にも記載のとおり、孤独、孤立に関する実態把握と併せて、孤独、孤立に関連するデータや学術研究の蓄積、整備の推進に努め、これらを基に孤独・孤立対策における各種施策を効果的に推進をしていきたい、このように考えております。

【令和５年５月２５日 参議院 内閣委員会 自民）上月良祐議員】

（小倉大臣） 孤独・孤立対策においては、孤独、孤立の問題やそれらから生じ得る更なる問題に至らないようにする予防に取り組みますことや、当事者等への支援に当たっては、当事者や家族等が相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながっているという形で人と人とのつながりを実感できることが重要だと私どもも考えております。

それとともに、これも委員から御指摘ありましたスティグマの話ではありますが、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査結果によると、孤独感があり支援が必要と思っても実際には支援が届いていない方が相応いることが示唆をされております。

その理由からは、第一に、支援を受けることを無理に我慢したり恥ずかしさや他者への迷惑を過度に意識すること、いわゆるスティグマがないようにするための環境づくりですとか、第二に、支援の受け方の分かりやすさ、手続の煩雑さの解消や軽減が求められていると考えられております。

そのため、当事者等が相談や支援につながる接点や場所を地域で増やしていくことや相談や支援を利用しやすい環境づくりが重要と考えており、具体的には、当事者等が支援を求める声を上げやすく、周囲の方が気付きや対処をできるようにするための情報発信、広報、普及啓発等の環境整備を推進をする、孤独・孤立対策に関する支援制度や相談先を一元化をして、情報発信するウェブサイトを作成し、チャットボットにより悩みに応じた支援制度や相談先を案内をする、孤独、孤立の問題を抱える当事者等にとって日常の様々な分野における緩やかなつながりを築けるような多様な各種の居場所づくりを推進するといった取組を進めることとしております。

孤独・孤立対策においては、いわゆる課題解決型の支援とともに、委員御指摘の予防の観点からの取組についても関係省庁との連携や官民連携の下でしっかりと取り組んでまいります。

孤独・孤立対策推進法案に対する附帯決議 （令和5年4月26日 衆議院内閣委員会）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 孤独・孤立対策においては、当事者等への支援を行う者の活動が果たす役割の重要性を踏まえつつ、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われるようにすること。
- 二 国民の理解の増進等に関する施策を行う際には、社会のあらゆる分野において必要な啓発活動を積極的に行うこと。
- 三 相談支援体制の整備については、当事者等が相談しやすい環境を整備することの重要性を踏まえて行うこと。
- 四 地方公共団体等の孤独・孤立対策に係る施策を行うための支援の在り方について、政府は地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で検討を行うこと。

孤独・孤立対策推進法案に対する附帯決議 （令和5年5月30日 参議院内閣委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 孤独・孤立対策においては、NPO、社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等当事者等への支援を行う者の活動が果たす役割の重要性を踏まえつつ、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われるよう、国や地方公共団体、関係者の連携と協働の促進を図ること。
- 二 NPO等の活動をきめ細かく支援する観点から、NPO等の活動の支援に必要な予算の安定的な確保に努めるとともに、複数年契約の活用等によるNPO等の安定的な活動を実現するため、十分な環境整備を行うこと。
- 三 国民の理解の増進等に関する施策を行う際には、社会のあらゆる分野において必要な啓発活動を積極的に行うこと。
- 四 相談支援体制の整備については、当事者等が相談しやすい環境を整備することの重要性を踏まえて行うこと。
- 五 地方公共団体等の孤独・孤立対策に係る施策を行うための支援の在り方について、政府は地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で検討を行い、その施策が円滑に実施されるよう、ガイドラインの作成等により、地方公共団体に対して必要な情報提供を行うこと。
- 六 孤独・孤立対策重点計画に定める各施策の評価及び検証を適切に実施するとともに、それを踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について適宜見直しを行うこと。

閣 副 第 428 号
令和5年6月7日

各 都 道 府 県
各 政 令 指 定 都 市
各 市 区 町 村

孤独・孤立対策担当部局長 殿

内閣官房副長官補付（内政担当）
孤 独 ・ 孤 立 対 策 担 当 室 長
（ 公 印 省 略 ）

孤独・孤立対策推進法の公布について（通知）

平素より、孤独・孤立対策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号。以下「法」という。）が本日公布されました。

孤独・孤立の問題は、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により一層深刻な社会問題となっていることに加え、今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加等によりさらなる深刻化が懸念されます。

政府においては、令和3年2月に内閣官房孤独・孤立対策担当室を設置して以降、孤独・孤立対策の重点計画の策定及び改定、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査、国における官民連携体制の構築、地方における官民連携体制のモデル構築、一元的な相談支援体制の試行など、孤独・孤立対策を進める上で基礎となる政策基盤や体制の整備を行ってきました。今後は、孤独・孤立対策を現在のモデル開発や試行の段階から本格実施の段階へと進めていくため、国及び地方における安定的・継続的な推進体制を整備することが必要となっています。

このため、法は、国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、孤独・孤立対策の基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定めるものです。また、法の施行期日である令和6年4月1日から、孤独・孤立対策に関する事務を内閣官房から内閣府へ移管して実施することとしています。

これにより、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に
支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して、孤独・孤立
対策を一層推進することとしています。

法の主たる内容は下記のとおりですので、法の趣旨を十分御理解いただき、
関係者に対する周知につきご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上
げます。別添として、法の概要に関する資料を添付いたしますので、周知に当
たって活用いただければ幸いです。

なお、法の施行のために必要な関係政省令等については、今後、順次制定す
ることとしています。

また、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の
規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

記

第 1 法の趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤
独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な
影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本
理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設
置等について定める。

第 2 法の概要

1 総則

(1) 目的(第 1 条関係)

この法律は、社会の変化により個人と社会及び他者との関わりが希薄に
なる中で、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又
は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態
(以下「孤独・孤立の状態」という。)にある者の問題が深刻な状況にある
ことを踏まえ、孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にあ
る者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに
資する取組(以下「孤独・孤立対策」という。)について、その基本理念、
国等の責務及び施策の基本となる事項を定めるとともに、孤独・孤立対策推
進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合
的な孤独・孤立対策に関する施策を推進することを目的とすること。

(2) 基本理念（第2条関係）

孤独・孤立対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこと。

ア 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会の変化により孤独・孤立の状態にある者の問題が深刻な状況にあることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者の問題が社会全体の課題であるとの認識の下に、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であることを旨とすること。

イ 孤独・孤立の状態となる要因及び孤独・孤立の状態が多様であることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（以下「当事者等」という。）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われるようにすることを旨とすること。

ウ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われるようにすることを旨とすること。

(3) 国の責務（第3条関係）

国は、(2)に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、孤独・孤立対策に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

(4) 地方公共団体の責務（第4条関係）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

(5) 国民の努力（第5条関係）

国民は、孤独・孤立の状態にある者に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体が実施する孤独・孤立対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(6) 関係者の連携及び協力（第6条関係）

国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(7) 法制上の措置等（第7条関係）

政府は、孤独・孤立対策に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

2 孤独・孤立対策に関する施策

(1) 孤独・孤立対策の重点計画（第8条関係）

ア 孤独・孤立対策推進本部は、孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（以下「孤独・孤立対策重点計画」という。）を作成しなければならないこと。

イ 孤独・孤立対策重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（ア）孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針

（イ）孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

（ウ）（ア）及び（イ）に掲げるもののほか、孤独・孤立対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

ウ 孤独・孤立対策重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

エ 孤独・孤立対策推進本部は、アの規定により孤独・孤立対策重点計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。これを変更したときも、同様とすること。

オ 孤独・孤立対策推進本部は、適時に、ウの規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果を遅滞なく公表しなければならないこと。

(2) 国民の理解の増進等（第9条関係）

国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

(3) 相談支援（第10条関係）

国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(4) 協議の促進等（第 11 条関係）

国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(5) 人材の確保等（第 12 条関係）

国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(6) 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援（第 13 条関係）

国は、孤独・孤立対策に関する施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び当事者等への支援を行う者が行う孤独・孤立対策に係る活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(7) 調査研究の推進（第 14 条関係）

国は、孤独・孤立の状態にある者の実態に関する調査研究その他の孤独・孤立対策に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(8) 孤独・孤立対策地域協議会（第 15 条関係）

ア 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下「支援」という。）に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

イ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならないこと。

(9) 協議会の事務等（第 16 条関係）

ア 協議会は、(8) のアの目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

イ 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、アの協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

ウ 協議会は、アに規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、支援の対象となる当事者等に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができること。

(10) 協議会の孤独・孤立対策調整機関（第 17 条関係）

ア 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り孤独・孤立対策調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができること。

イ 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(11) 秘密保持義務（第 18 条関係）

協議会の事務（調整機関としての事務を含む。以下同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

(12) 協議会の定める事項（第 19 条関係）

（8）から（11）までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定めること。

3 孤独・孤立対策推進本部

（1）設置（第 20 条関係）

内閣府に、特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（以下「本部」という。）を置くこと。

（2）所掌事務等（第 21 条関係）

ア 本部は、次に掲げる事務をつかさどること。

（ア）孤独・孤立対策重点計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（イ）（ア）に掲げるもののほか、孤独・孤立対策に関する重要な事項について審議すること。

イ 本部は、アの（ア）に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体、協議会又は関係機関等の意見を聴くものとする。

(3) 組織（第 22 条関係）

本部は、孤独・孤立対策推進本部長、孤独・孤立対策推進副本部長及び孤独・孤立対策推進本部員をもって組織すること。

(4) 孤独・孤立対策推進本部長（第 23 条関係）

ア 本部の長は、孤独・孤立対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てること。

イ 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督すること。

(5) 孤独・孤立対策推進副本部長（第 24 条関係）

ア 本部に、孤独・孤立対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 9 条第 1 項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第 4 条第 1 項第 34 号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第 3 項に規定する事務を掌理するものをもって充てること。

イ 副本部長は、本部長の職務を助けること。

(6) 孤独・孤立対策推進本部員（第 25 条関係）

ア 本部に、孤独・孤立対策推進本部員（以下「本部員」という。）を置くこと。

イ 本部員は、次に掲げる者をもって充てること。

(ア) 総務大臣

(イ) 法務大臣

(ウ) 文部科学大臣

(エ) 厚生労働大臣

(オ) 農林水産大臣

(カ) 国土交通大臣

(キ) 環境大臣

(ク) (ア) から (キ) までに掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(7) 資料提出の要求等（第 26 条関係）

ア 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができること。

イ 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるとき

は、アに規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができること。

(8) 政令への委任（第 27 条関係）

（1）から（7）までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定めること。

4 罰則（第 28 条関係）

2 の（11）の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処すること。

第 3 施行期日等

1 施行期日（附則第 1 条関係）

法は、令和 6 年 4 月 1 日から施行すること。

2 経過措置（附則第 2 条関係）

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

3 検討（附則第 3 条関係）

政府は、法の施行後五年を経過した場合において、法の施行の状況等を踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 内閣府設置法の一部改正（附則第 4 条関係）

内閣府設置法について所要の規定の整備を行うものとする。

孤独・孤立対策推進法をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年六月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第四十五号

孤独・孤立対策推進法

目次

第一章 総則（第一条―第七条）	
第二章 孤独・孤立対策に関する施策（第八条―第十九条）	
第三章 孤独・孤立対策推進本部（第二十条―第二十七条）	
第四章 罰則（第二十八条）	
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、社会の変化により個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中で、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態（以下「孤独・孤立の状態」という。）にある者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組（以下「孤独・孤立対策」という。）について、その基本理念、国等の責務及び施策の基本となる事項を定めるとともに、孤独・孤立対策推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 孤独・孤立対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会の変化により孤独・孤立の状態にある者の問題が深刻な状況にあることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者の問題が社会全体の課題であるとの認識の下に、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であることを旨とすること。

二 孤独・孤立の状態となる要因及び孤独・孤立の状態が多様であることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（以下「当事者等」という。）の立場に立つて、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われるようにすることを旨とする。

三 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われるようにすることを旨とすること。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（次条及び第六条において「基本理念」という。）にのっとり、孤独・孤立対策に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の努力）

第五条 国民は、孤独・孤立の状態にある者に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体を実施する孤独・孤立対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係者の連携及び協力）

第六条 国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第七条 政府は、孤独・孤立対策に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 孤独・孤立対策に関する施策

（孤独・孤立対策の重点計画）

第八条 孤独・孤立対策推進本部は、孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（以下この条及び第二十一条第一項第一号において「孤独・孤立対策重点計画」という。）を作成しなければならない。

二 孤独・孤立対策重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針

二 孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

三 孤独・孤立対策重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

四 孤独・孤立対策推進本部は、第一項の規定により孤独・孤立対策重点計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

五 孤独・孤立対策推進本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果を遅滞なく公表しなければならない。

（国民の理解の増進等）

第九条 国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

（相談支援）

第十条 国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（協議の促進等）

第十一条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進を図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（人材の確保等）

第十二条 国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援）

第十三条 国は、孤独・孤立対策に関する施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び当事者等への支援を行う者が行う孤独・孤立対策に係る活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十四条 国は、孤独・孤立の状態にある者の実態に関する調査研究その他の孤独・孤立対策に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

（孤独・孤立対策地域協議会）

第十五条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に係る機関及び団体、支援に係る職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

二 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（協議会の事務等）

第十六条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

二 協議会を構成する関係機関等（次項及び次条において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

三 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、支援の対象となる当事者等に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

（協議会の孤独・孤立対策調整機関）

第十七条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り孤独・孤立対策調整機関（次項及び次条において「調整機関」という。）として指定することができる。

二 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

（秘密保持義務）

第十八条 協議会の事務（調整機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第十九条 第十五条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 孤独・孤立対策推進本部

(設置)

第二十条 内閣府に、特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務等)

第二十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 孤独・孤立対策重点計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策に関する重要な事項について審議すること。

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体、協議会又は関係機関等の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十二条 本部は、孤独・孤立対策推進本部長、孤独・孤立対策推進副本部長及び孤独・孤立対策推進本部員をもって組織する。

(孤独・孤立対策推進本部長)

第二十三条 本部の長は、孤独・孤立対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(孤独・孤立対策推進副本部長)

第二十四条 本部に、孤独・孤立対策推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第三十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(孤独・孤立対策推進本部員)

第二十五条 本部に、孤独・孤立対策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 総務大臣

二 法務大臣

三 文部科学大臣

四 厚生労働大臣

五 農林水産大臣

六 国土交通大臣

七 環境大臣

八 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十七条 第二十条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 罰則

第二十八条 第十八条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における第二十八条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第四条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

三十四 孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）第一条に規定するものをいう。第三項第二十七号の五において同じ。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の三の次に次の二号を加える。

二十七の四 孤独・孤立対策重点計画（孤独・孤立対策推進法第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

二十七の五 前号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策の推進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。

第四十条第三項の表民間資金等活用事業推進会議の項の次に次のように加える。

孤独・孤立対策推進本部

孤独・孤立対策推進法

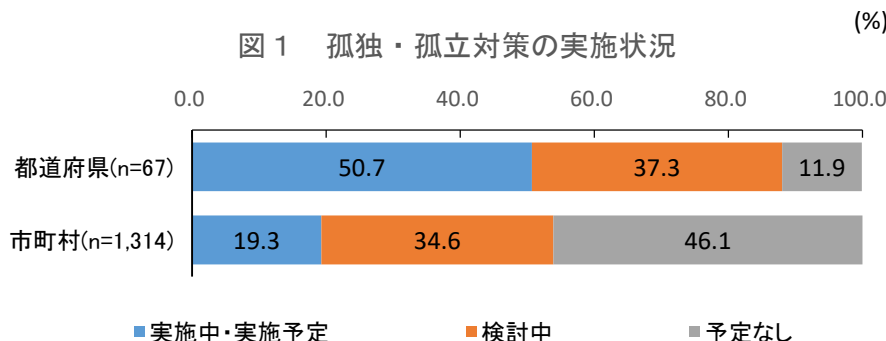
内閣総理大臣 岸田 文雄

地方公共団体における孤独・孤立対策に関するアンケート調査結果の概要（未定稿）

●孤独・孤立対策の実施状況について、「実施中・実施予定」と回答した都道府県（指定都市を含む）の割合は50.7%であり、市町村（特別区を含む）は19.3%となっている。都道府県では「検討中」も合わせた割合が約9割に達しており、孤独・孤立対策が浸透しつつあることが伺える（図1）。

●市町村の人口規模別の実施状況を見ると、人口50万人以上の市では約4割が「実施中・実施予定」と回答しているが、人口規模が小さくなるに従って、その割合が低くなっている（図2）。

図1 孤独・孤立対策の実施状況



調査概要

● 調査方法

孤独・孤立対策担当室が、総務省が運用している調査・照会システムを活用してオンラインで、すべての都道府県・市町村（孤独・孤立対策登録担当窓口）に調査票を送付し、回収。

● 調査期日：令和5年3月29日～5月15日

● 回答率：都道府県・政令市：100%（67/67）

市区町村：76.3%（1314/1721）

図2 市町村の孤独・孤立対策の実施状況（人口規模別）

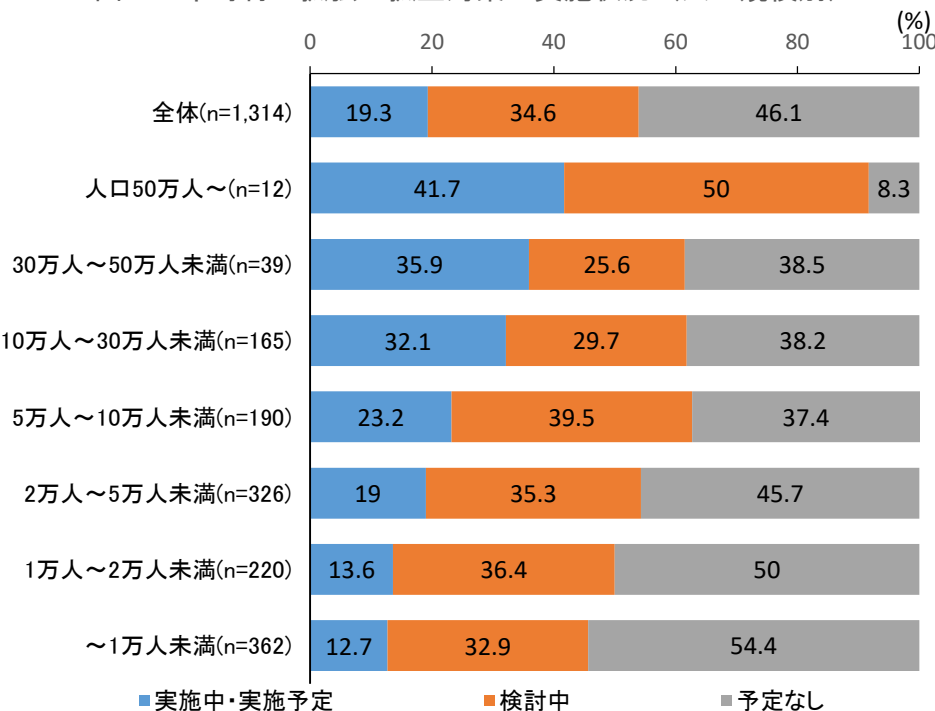
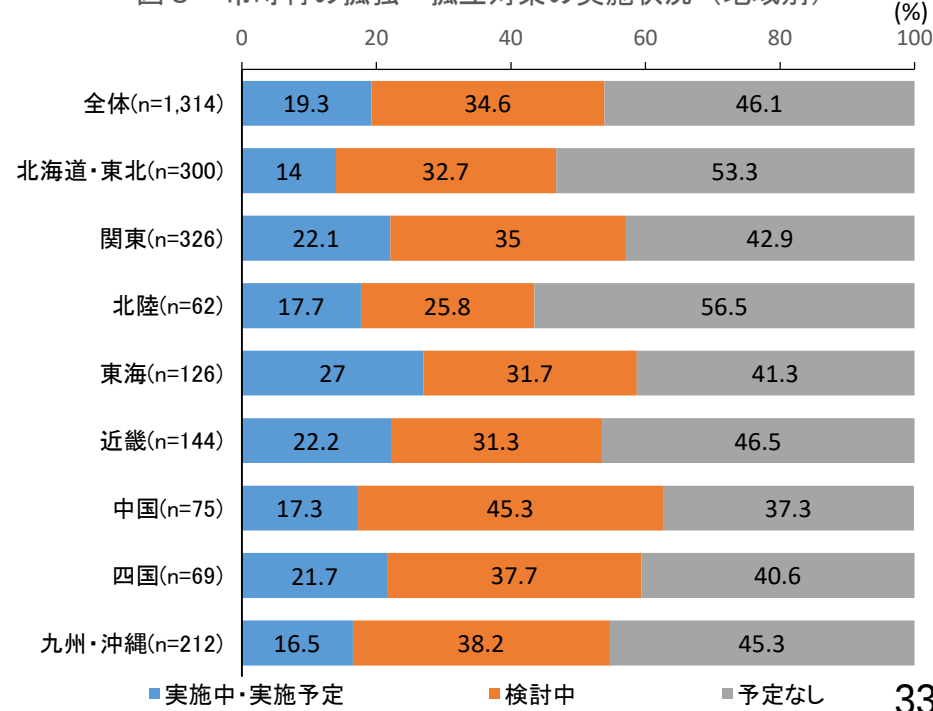


図3 市町村の孤独・孤立対策の実施状況（地域別）



●孤独・孤立対策を「実施中・実施予定」と回答した自治体に対して、そのきっかけを聞いたところ、都道府県、市町村ともに「地域の孤独・孤立の問題が深刻化又は顕在化したため」と回答した割合が高くなっている（図４）。

●実施中・実施予定の孤独・孤立対策の内容については、都道府県は「地域住民等への普及啓発・情報発信（シンポジウム、勉強会等）」と回答した割合が55.9%と最も高い一方、市町村は「相談支援窓口の設置・運営」が68.5%となっている。「庁内外の関係者の連携・協働体制の構築・運営」は、ともに約５割の団体で実施中・実施予定となっている（図５）。

図４ 孤独・孤立対策の実施のきっかけ（複数回答）

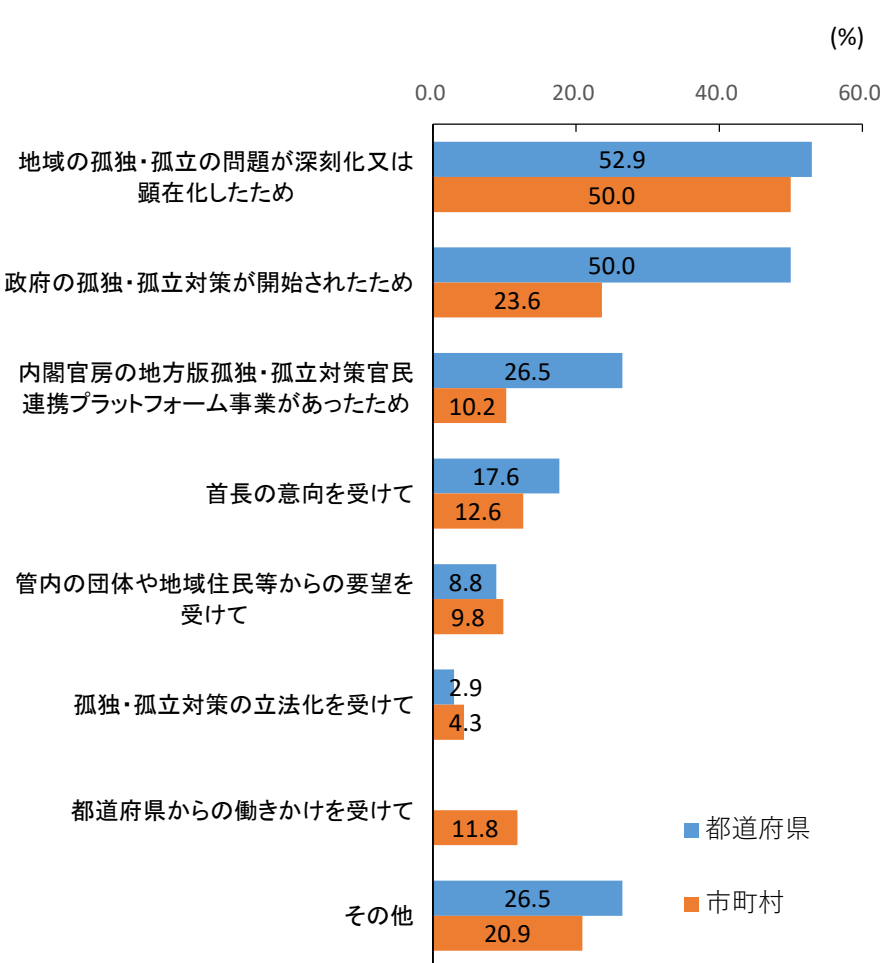
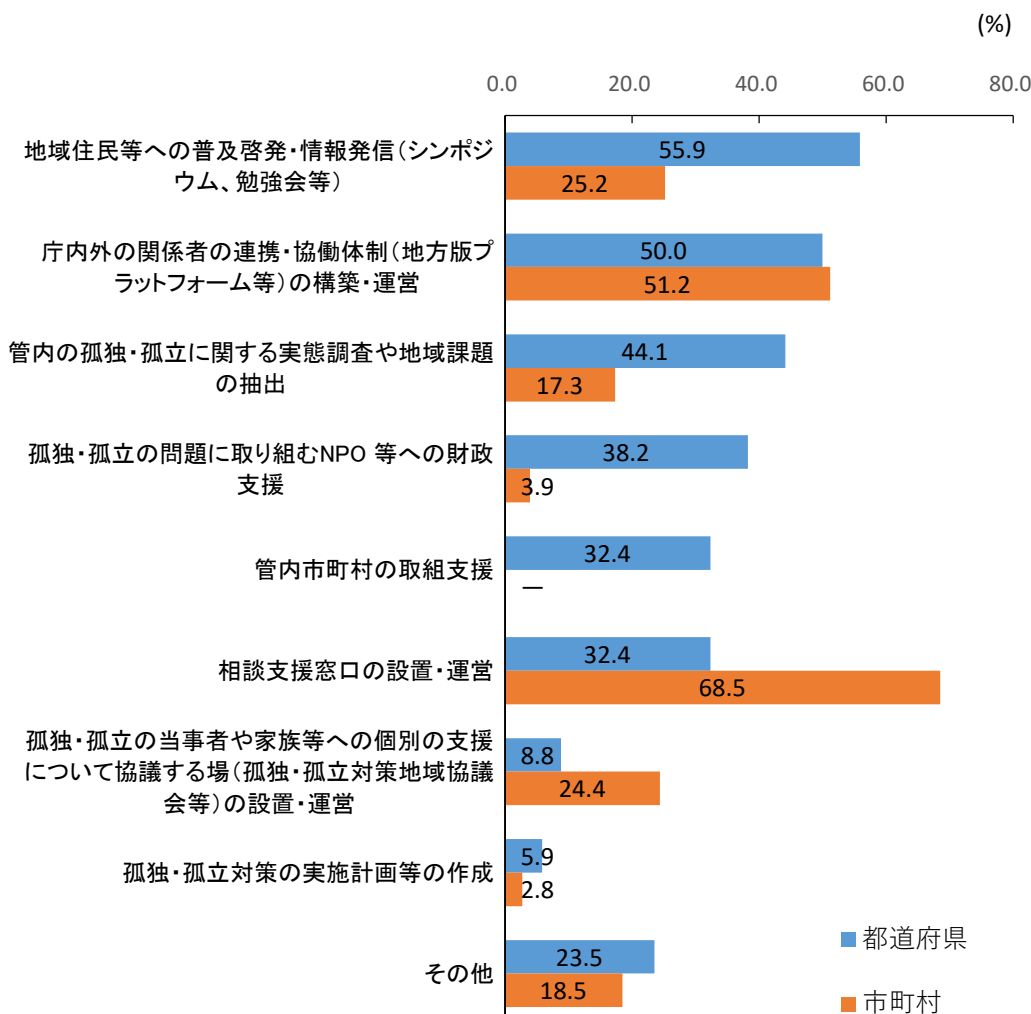


図５ 実施中・実施予定の孤独・孤立対策の内容（複数回答）



●孤独・孤立対策の実施上の課題については、都道府県は「庁内関係部局の理解や協力の確保」（67.6%）や「既存の福祉事業（重層的支援体制整備事業等）との重複の整理」、「関係団体の理解や協力の確保」（55.9%）の割合が高くなっている一方、市町村は「実施に必要な知識やノウハウ不足」（65.0%）や「職員の確保」（56.3%）が高くなっている（図6）。

●孤独・孤立対策の実施上の課題として「財源の確保」と回答した自治体に対して、財源があれば実施したい取組を聞いたところ、都道府県は「地域住民等への普及啓発・情報発信（シンポジウム、勉強会等）」（83.3%）や「庁内外の関係者の連携・協働体制の構築・運営」（66.7%）と回答した割合が高い一方、市町村は「相談支援窓口の設置・運営」（66.1%）となっている（図7）。

図6 孤独・孤立対策の実施上の課題（複数回答）

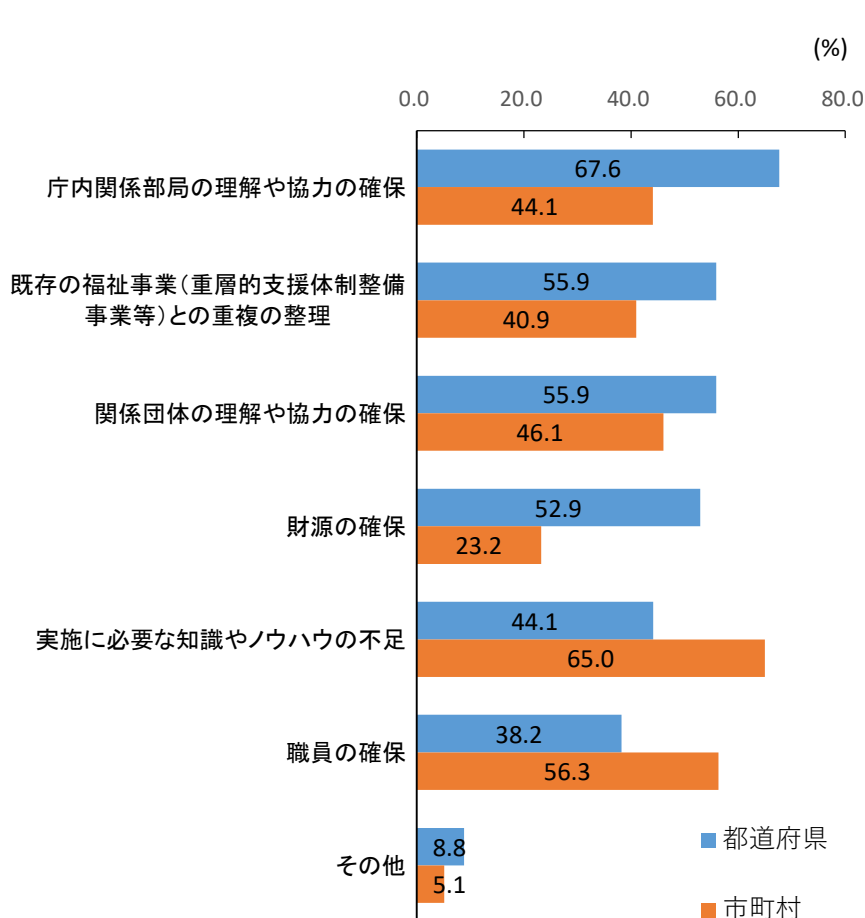
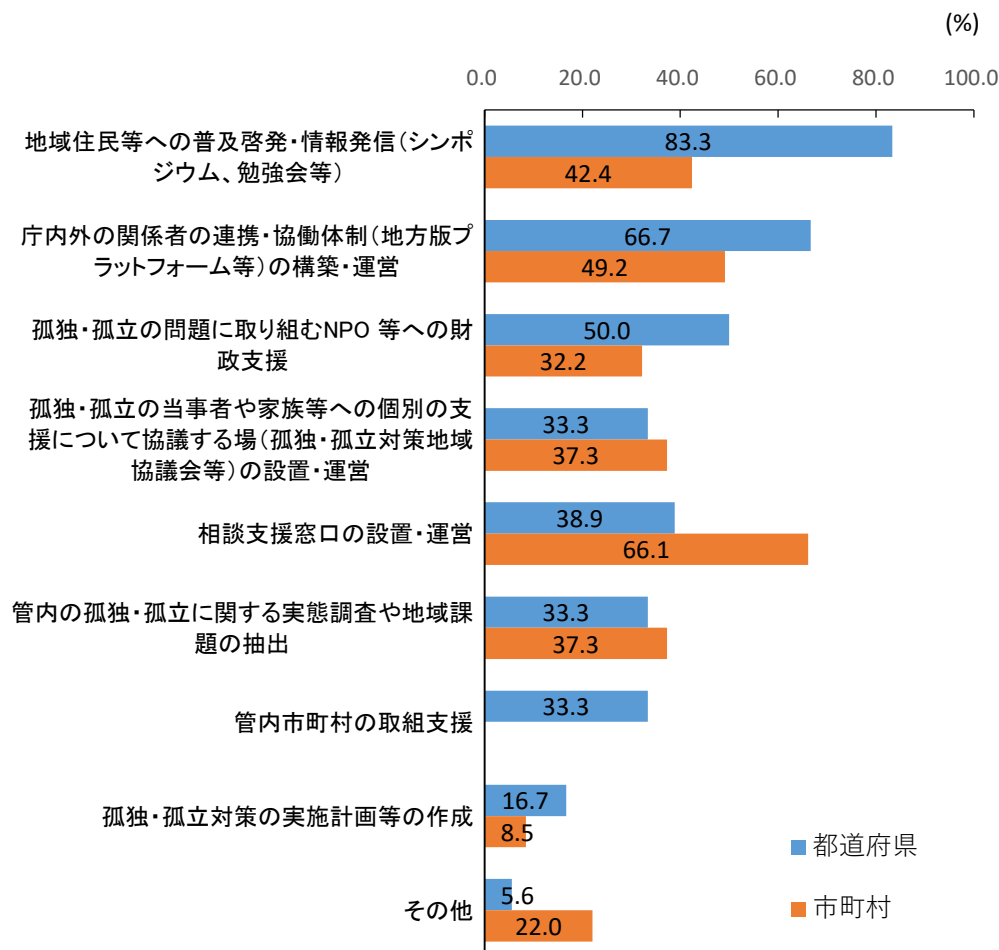


図7 財源があれば実施したい取組（複数回答）



●孤独・孤立対策の実施を「検討中」と回答した自治体に対して、その実施に移行するために必要なことは何か聞いたところ、都道府県、市町村ともに、「孤独・孤立対策の知見やノウハウ、先行取組事例等の蓄積」や「庁内関係部局の理解や協力の確保」の割合が高くなっている（図8）。

●孤独・孤立対策を「実施する予定なし」と回答した市町村に対して、対策の必要性の有無を聞いたところ、「必要性を感じている」と回答した割合が56.3%であり、「必要性を感じていない」が31.5%、「考えたことがない」12.2%となっている（図9）。

また、対策の必要性を感じつつも、実施しない理由については、「庁内の人員・体制が不十分であるため」（81.7%）、「孤独・孤立対策の知見やノウハウが不足しているため」（69.4%）の割合が高くなっている（図10）。

図8 孤独・孤立対策の実施条件（複数回答）

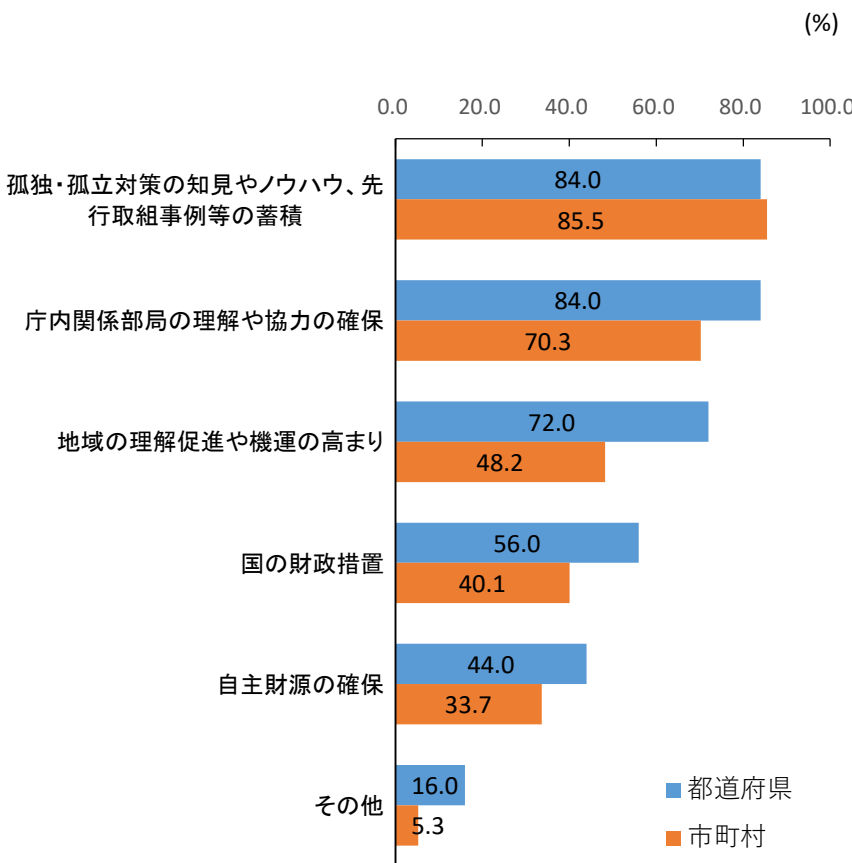


図9 実施予定なしの市町村の孤独・孤立対策の必要性 (%)

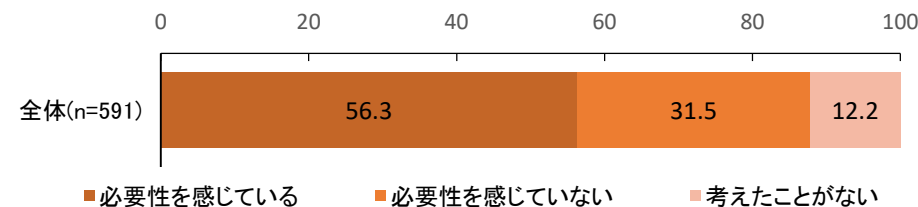
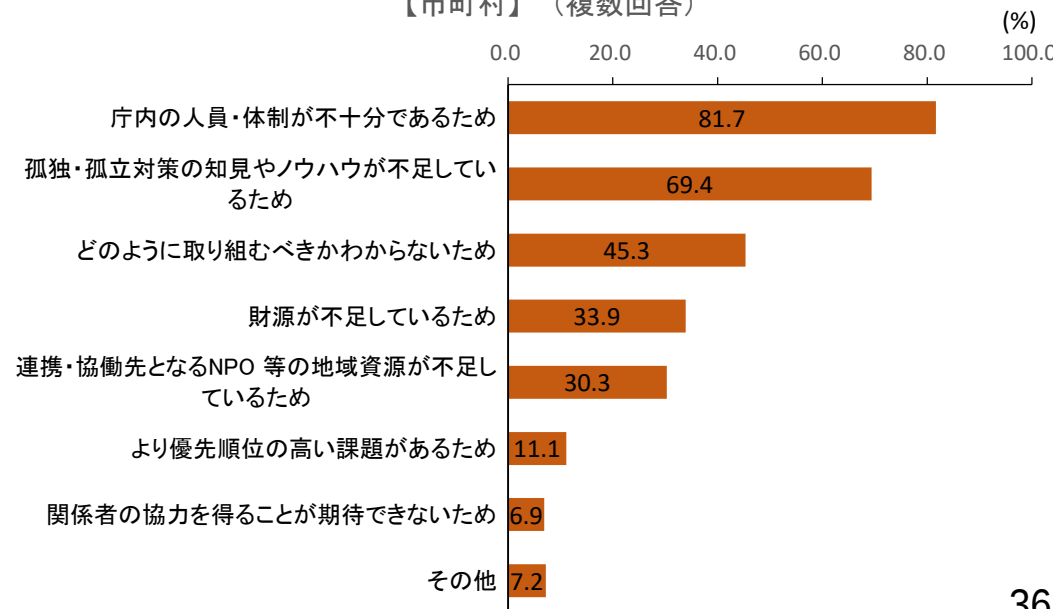


図10 孤独・孤立対策の必要性を感じつつも、実施しない理由【市町村】（複数回答）



地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業に係る 第一次取組団体の決定

政府の総合経済対策事業の一つである「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」については、以下の9団体を第一次取組団体として決定します。

○第一次取組団体

（１）都道府県・政令指定都市（４団体）

富山県、仙台市、北九州市、福岡市

（２）市区町村（政令指定都市除く）（５団体）

座間市（神奈川県）、飯山市（長野県）、生駒市（奈良県）、
鳥取市（鳥取県）、福山市（広島県）

○その他

- ・事業概要、各団体の取組予定は別添のとおり。
- ・取組団体の追加公募を予定しています。

【連絡先】

内閣官房 孤独・孤立対策担当室 参事官補佐 高橋（範）

電 話：03-3581-0166（内線 82831）

地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の推進

- 住民に身近な存在である地方公共団体において、官・民・NPO等の関係者の連携を進めるため、プラットフォームを設置した上で、その連携・協働の下、孤独・孤立対策に取り組む活動を支援する事業。
- 官民連携プラットフォームのモデル構築と、その成果を全国に共有することで、各地域の実情に応じた官民連携による孤独・孤立対策を推進。

※令和4年度実績 29団体（都道府県・政令指定都市 12団体、市区町村 17団体）

実施体制

- 地方公共団体の実情に応じて、プラットフォームを設置。構成団体は、新たな社会的なつながりを支援する団体を中心に選出。
- 国は委託事業者とともに、地方公共団体の活動をきめ細かく側面から支援し、調査・分析を実施。

実証事業

地域の実情に応じ実施

- 官民連携プラットフォームの構築 ◎
- 孤独・孤立に関する普及活動 ◎
- 支援団体間の連携による試行的事業 ◎
- 当該地域における孤独・孤立の状況把握
- 地域における担い手の把握・見える化
- 人材確保・育成を目指す研修実施 など

別添

地方公共団体の孤独・孤立対策の取組を強化

地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」推進事業 取組状況

令和5年度 9団体

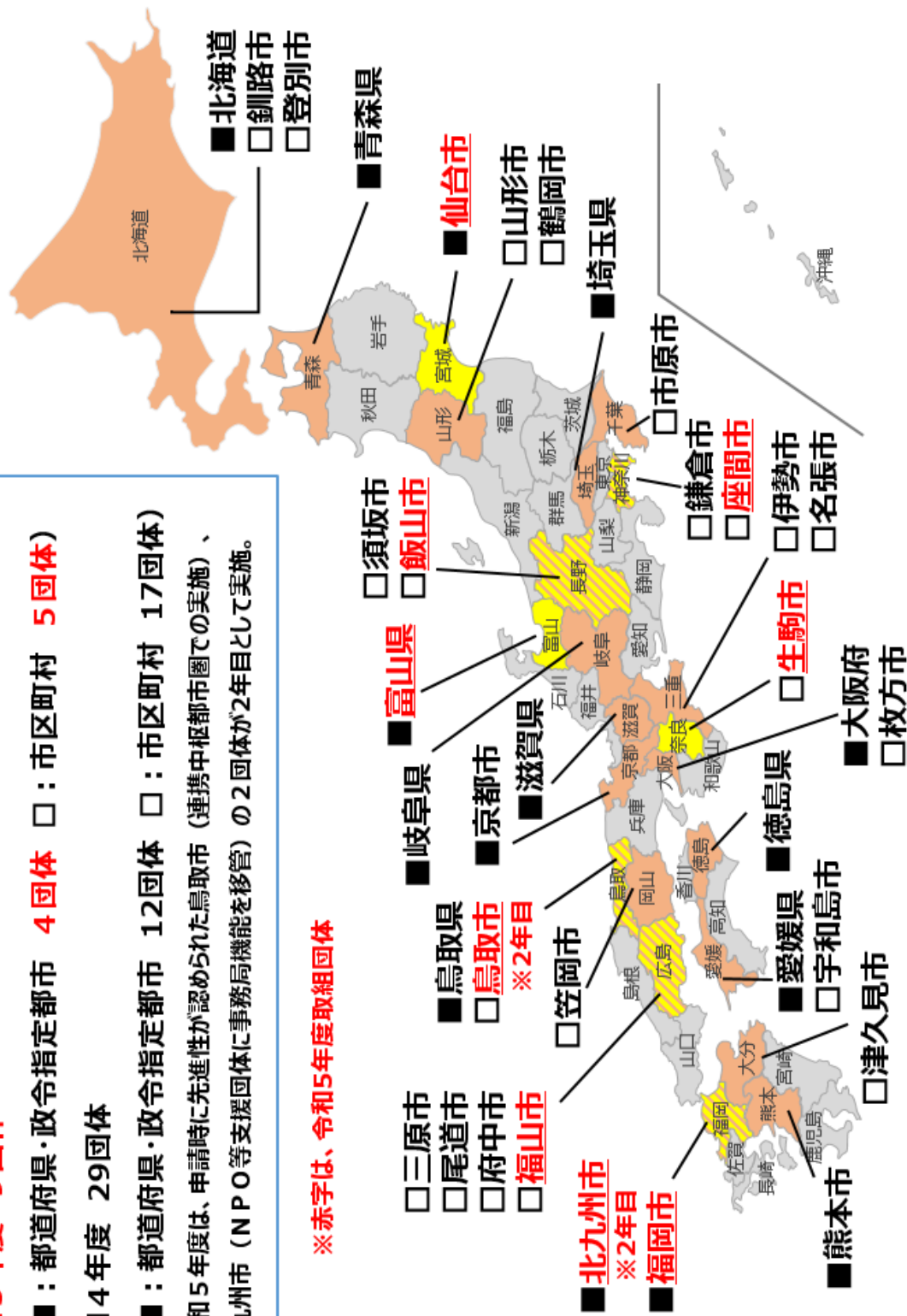
(■ : 都道府県・政令指定都市 4団体 □ : 市区町村 5団体)

令和4年度 29団体

(■ : 都道府県・政令指定都市 12団体 □ : 市区町村 17団体)

※ 令和5年度は、申請時に先進性が認められた鳥取市（連携中核都市圏での実施）、北九州市（NPO等支援団体に事務局機能を移管）の2団体が2年目として実施。

※ 赤字は、令和5年度取組団体



都道府県・政令指定都市 取組団体（４団体）

団体名	概要（○…現状、●…今後の取組）
富山県	○これまで、自殺対策や生活困窮者対策、重層的支援体制整備事業、ヤングケアラーなど孤独・孤立に関連する様々な事業を実施し、各種会議を立ち上げて取り組んできた。 ●今後、これらの事業を効果的に推進するためにプラットフォームを形成し、県内自治体やＮＰＯ等支援団体の参加も募っていききたい。また、具体的な取組として、孤独・孤立に関するＮＰＯ等関係団体の取組み調査の実施、ＰＦ会員間の勉強会、県民向けイベント（パネルディスカッション等）の開催やＳＮＳ等を活用した意見交換の場の開設などを検討していききたい。
仙台市	○これまで、単身高齢者等を対象とした各種見守りに係る事業を実施してきたほか、生活困窮者の相談に対応する仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」を設置するなど、高齢者や障害者、子ども、生活困窮者等、対象者に応じて必要な事業を実施しており、複合的な課題を抱える事案について、各事業の所管部署や関係機関が連携し対応している。 ●社会福祉法および生活困窮者自立支援法に基づく支援会議を統合した「仙台市つながる支援連絡会議」を孤独・孤立対策の情報共有を行う場としても活用し、庁内関係部署間の連携強化や民間団体との連携のあり方等について検討していく。また、支援窓口の情報提供、孤独・孤立対策に関するイベントの開催などを実施したい。
北九州市 ２回目	○これまで、官民連携 ＰＦ として「北九州市孤独・孤立対策等連携協議会」を令和４年２月に設立した。市内の ＮＰＯ 法人等様々な分野で活動する１５団体が参加している。 ●協議会の取組を充実させるため、行政からの押し付けではなく自発的・自走的な活動内容にしていくべきとする課題意識のもと、協議会の事務局機能を参加している ＮＰＯ 法人等に移行することを検討予定である。また、具体的取組として、支援関係団体の活動を取材し、情報共有、共同実施することで相互理解を深めていききたい。

団体名	概要（○…現状、●…今後の取組）
福岡市	○これまで、重層的支援体制整備事業における移行準備事業のほか、複合化・複雑化した課題に対応し包括的な支援体制を構築するため庁内関係課による「地域共生推進会議」を設置した。 ●本事業において、①孤立死防止、②生活困窮者支援といった「孤独・孤立」と関係が深いこれまでの取組と、構想段階である③孤独・孤立を背景とした課題の対応に向けた企業等と連携したプロジェクトに取り組む官民連携プラットフォームを形成したうえで、これを活用した多様な関係主体の巻き込み、啓発イベントの開催、広報、啓発グッズの作成等を行いたい。

市区町村（政令指定都市除く）取組団体（5団体）

団体名	概要（○…現状、●…今後の取組）
神奈川県 ざまし 座間市	○これまで、生活困窮者自立支援事業の施行を契機として、支援調整会議「チーム座間」として、地域の方々から様々な協力を得ながら、「断らない相談支援」による支援体制づくりに取り組んできた。 ●今後、相談者の複合的な生活課題に対応するため、孤独・孤立対策として水平的な公民連携の取組を更に庁内・地域に広げていきたい。また、具体的事業として、LINEを用いた啓発や相談をアウトリーチで実施することや啓発のための学習会の開催、相談機関やNPO等支援団体へのヒアリング、社会参加としての就労支援の強化、アートなどでつながる場の創出なども検討していきたい。
長野県 いいやまし 飯山市	○これまで、ひきこもり支援や自殺対策事業への取組、市に福祉職場経験者が対応する総合相談窓口の設置などを実施。また、今年度、市で初の「地域福祉計画」を策定し、地域住民・事業者やNPO・行政の連携強化に向け、重層的支援体制整備事業に繋がる相談支援体制の見える化を推進してきた。 ●プラットフォームを設立し、ひきこもりにつながる不登校やメンタルの不調など子どもたちのSOSをキャッチして寄り添う体制の強化、8050問題などのアウトリーチ、多様なケースの情報共有や早期発見ができる連携の強化、子ども食堂など子どもの貧困への支援、ゴミ屋敷問題など成人の精神保健分野へのかかわりについても関係者で検討していきたい。
奈良県 いこまし 生駒市	○これまで、介護予防の取組や生活支援体制整備事業等を通じた高齢者の通いの場の創出など各種取組を実施してきており、本年5月9日には、地域共生社会の実現に向けた取組について庁内の連携を図るため、庁内各部局横断の「地域共生社会推進会議」を設置している。 ●プラットフォームの設立のほか、相談先や支援策が見える化し住民への周知、また、勉強会や先進事例の視察等を実施し、関係者の意識の醸成、多様な主体・分野が連携した施策・取組の検討等を行いたいと考えている。

団体名	概要（○…現状、●…今後の取組）
鳥取県 とっとりし 鳥取市 2回目	○令和4年度に孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを鳥取市において形成し、「つながりサポーター」など孤独・孤立対策に関する事業を実施したところ、鳥取市とともに連携中枢都市圏を形成する町から、孤独・孤立対策について連携して取り組みたいとの要望があった。 ●連携する近隣6町と連携し、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構成団体を拡充しながら、「つながりサポーター」養成のため勉強会の共同実施や物流業界など民間企業との包括連携によるフードサポート事業を進めていきたい。 連携中枢都市圏を構成する6町 ※鳥取県内4町、兵庫県内2町 （鳥取県 いわみぐんいわみちょう 岩美郡 岩美町、 やすぐんわかさちょう 同 八頭郡 若桜町、 やすぐんちづちょう 同 八頭郡 智頭町、 やすぐんやすちょう 同 八頭郡 八頭町 兵庫県 みかたぐんかみちょう 美方郡 香美町、 みかたぐんしんおんせんちょう 同 美方郡 新温泉町） 
広島県 ふくやまし 福山市	○これまで、ネウボラ相談窓口「あのね」の設置、ひきこもり相談窓口「ふきのとう」の設置をするなど本人及び家族への支援を行ってきた。また、今年度から、地域共生社会を目指し、重層的支援整備体制事業にも取り組んでいる。 ●まずは、ひきこもりへの対応を強化するためにプラットフォーム拡充を目指していきたいと考えている。具体的には、関係者によるワーキンググループの開催、ひきこもりに関する講演会・研修会の開催、関係機関やひきこもり等の支援団体向けの支援策の充実や相談窓口の効果的な情報発信などに取り組んでいきたい。

地域における孤独・孤立対策に関する NPO 等の取組モデル調査の採択について

NPO 等が主体となった日常生活における孤独・孤立の予防や早期対応につながる取組の普及を目指す「地域における孤独・孤立対策に関する NPO 等の取組モデル調査」について、47 件の取組を採択しました。

○ 調査概要

NPO や社会福祉法人等非営利団体を対象に、①市区町村区域を対象とした取組（上限 200 万円）、②小学校区等の区域を対象とした取組（上限 50 万円）について支援を行い、そのプロセスや成果を取りまとめ全国展開を図るものです。

取組に当たっては、委託先である（株）NTT データ経営研究所が伴走支援を実施します。

○ 公募状況

公募期間：令和5年4月27日～5月26日

採択件数（応募件数）：47（72） ※詳細は別添

うち①市区町村区域を対象とした取組：35（60）

②小学校区等の区域を対象とした取組：12（12）

【連絡先】

内閣官房 孤独・孤立対策担当室 澤瀬、奈倉

電 話：03-3581-4531

（株）NTT データ経営研究所

ライフ・バリュー・クリエイションユニット 興石、石上

電 話：03-6261-4629

地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査の採択について

別添

NPO等が主体となった日常生活における孤独・孤立の予防や早期対応につながる取組の普及を目指す「地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査」に応募のあった72件の提案の中から、有識者で構成される審査評価委員会の意見を踏まえて、47件のモデル的取組を採択しました。

◆調査概要

NPOや社会福祉法人等非営利団体を対象に、①市区町村区域を対象とした取組（上限200万円）、②小学校区等の区域を対象とした取組（上限50万円）について支援を行い、そのプロセスや成果を取りまとめ全国展開を図る。
取組に当たっては、委託先である（株）NTTデータ経営研究所が伴走支援を実施。

【採択事業の例（市区町村区域を対象とした取組）】

◆公募状況

公募期間：令和5年4月27日～5月26日
採択件数（応募件数）：47（72）
うち①市区町村区域を対象とした取組：35（60）
②小学校区等の区域を対象とした取組：12（12）

つながりを実感できる地域づくり

空家再生型メンズ・シエッドとおやじ講を融合させた孤独・孤立対策

特定非営利活動法人しんしろドリーム荘（愛知県）
退職後の男性高齢者の孤独・孤立対策として、地域の空家を再生し、木工や金属工作などを共同する「メンズ・シエッド(Men's Shed、男の小屋)」で、車座になって情報交換する場「おやじ講」を開催。そこに集まった者がお互いの抱える問題の解決や地域貢献について考え、他者のためになるイベントを企画運営するといった作業を通じて、生きがいを見出す。

ミツバチと共に創る 心を繋ぐ地域共生コミュニティ

一般社団法人WATALIS（宮城県）

コミュニティカフェと担い手不足による遊休農地を活用し、孤立化しがちな高齢者をはじめ障がい者やメンタルヘルズに問題を抱えた人などを対象として、ミツバチをテーマとした体験型プログラムを実施。地域の自然環境について学び、景観維持と環境保全を促進するための実践活動を行う。交流と地域貢献の取組みを通じて、多様な構成員が職業や世代を超えて繋がる新たな地域コミュニティを創る。

誰もが参加できる居場所

こども食堂での文化プログラム体験を通じた多世代間の交流促進事業

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（福井県）

少子高齢化、コミュニティの弱体化、町村合併により地域の支え合い力が低下、子どもや子育て世代、高齢者の孤立等が課題となっている。そのため、こども食堂にて、絵手紙教室や昔遊び等を実施し、地域住民に出番をつくるとともに、新興住宅と旧村部等との繋がり機会とし、地域の人と人との「ゆるやかな」つながりを築けるような場づくりを行う。

たまきはちよう

玉城町つながりプラットフォーム事業

NPO法人わんず（三重県）

誰もが気軽に利用できるプラットフォームを開設。当法人事務所を週5日開放し、多世代の交流の場とするほか、農作業、事務作業や内職の請負など、希望者が社会参加できる企画を実施し、孤独・孤立に陥りにくいしくみを創る。公式LINEを利用し、深夜0時まで会話・相談ができるチャットを開設。地域と分野を横断した見守りとして、他団体と連携し、情報交換や検討を行う場を設ける。

新しい居場所のかたち

リビングカーによるお出かけ「いとこんち」

一般社団法人ソーシャルパダゴジネット（北海道）

子育て中のシングルマザー・ヤングケアラー・社会的養護施設出身者など、孤独・孤立リスクが高い子どもや若者を主な対象として、調理機能と交流機能を備えた車両で市内各地に出向いて、見守り型サロンを展開する。サロンでは、当該子ども・若者と、見守ってくれる地域住民とを「親戚のような」距離感で繋いでいく。

中高生のIT居場所を活用した孤独・孤立解消を目指す包括支援事業

NPO法人CLACK（大阪府）

中高生が興味を持ちやすいゲーミングPCや3Dプリンターなどの機器を活用した居場所を開設し、特に孤独・孤立状態にある中高生とつながりやすい場をつくる。貧困や発達障害、外国ルーツなどの様々な困難を抱えている中高生に対しては、福祉専門職職員がケアを行う。孤独・孤立の解消には、行政や学校・支援団体との連携も含めた包括的な支援が必要なため地域資源の掘り起こしも行う。

採択予定団体候補一覧 ①市区町村区域を対象とし、地域の関係団体との協働による取組

	団体名	取組名	活動地域
1	一般社団法人 ソーシャルペダゴジーネット	リビングカーによるお出かけ「いとこんち」	北海道札幌市
2	一般社団法人 WATALIS	ミツバチと共に創る 心を繋ぐ地域共生コミュニティ	宮城県亘理町
3	特定非営利活動法人 ほっとプラス	生活困窮者のコミュニティの活性化および実態調査	埼玉県さいたま市
4	ハビママメーカープロジェクト	孤立するキャバクラや風俗などで働く方を主対象に制度や既存の支援団体からの支援からもらえてしまう方への居場所づくりと支援事業	埼玉県川口市ほか (横浜黄金町・東京多摩・山梨・福岡・東京渋谷等)
5	社会福祉法人 九十九里ホーム	孤独・孤立の防止につながる福祉のまちづくりプロジェクト	千葉県匝瑳市
6	一般社団法人 生きづらさインクルーシブデザイン工房	社会的孤立孤独(ひきこもり等)に関する合同相談講演会事業	東京都
7	特定非営利活動法人 芸術家と子どもたち	芸術家のワークショップによる孤立を防ぐ子どもの居場所づくり	東京都豊島区
8	特定非営利活動法人 サンカクシャ	eスポーツやライブ配信を用いたオンラインの居場所作り	東京都豊島区、板橋区、北区、文京区
9	一般社団法人 Arts Alive	対話型アート鑑賞《ARTTRIP》や物語創作プログラムによるあらゆる世代の孤立、孤独防止事業	東京都北区、港区、品川区、台東区
10	一般社団法人 ママの孤立防止支援協会	ママの孤独・孤立防止専用LINE「モヤツイ (モヤモヤtweet)」事業	東京都足立区
11	一般社団法人 フードバンク八王子	食で結ぶ「孤独・孤立対策プラットフォーム」の構築	東京都八王子市
12	特定非営利活動法人 育て上げネット	若者のための夜の居場所 (夜のユースセンター) 設立事業	東京都立川市
13	特定非営利活動法人 こまちぶらす	多様な人でお惣菜をつくり届ける過程で子育てしやすい街をつくる	神奈川県横浜市内戸塚区
14	坂井市国際交流協会	さかいからせかいへ国際フェスティバル	福井県坂井市
15	特定非営利活動法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ	こども食堂での文化プログラム体験を通じた多世代間の交流促進事業	福井県坂井市
16	一般社団法人 よだか総合研究所	中山間地域の不登校児等を対象とした森のユースセンター事業	岐阜県揖斐川町、本巣市

	団体名	取組名	活動地域
17	特定非営利活動法人 LiveQuality HUB	地域連携で実現する、孤独を抱えた母子のための居場所づくり事業	愛知県名古屋市
18	一般社団法人 チャンス	ホップ・ステップ・チャンスでつながろう	愛知県名古屋市、三重県桑名市、四日市市
19	特定非営利活動法人 かみああと	日本版メンズ・シェッドの提供事業	愛知県瀬戸市
20	特定非営利活動法人 しんしろドリーム荘	空家再生型メンズ・シェッドとおやじ講を融合させた孤独・孤立対策	愛知県新城市
21	特定非営利活動法人 わんず	玉城町つながりプラットフォーム事業	三重県玉城町
22	NPO法人 SKY	中高年男性の孤独・孤立予防対策	大阪府大阪市
23	一般社団法人 NIMO ALCAMO	休職者・離職者が社会と繋がる、小さな仕事と居場所の一体化事業	大阪府大阪市
24	NPO法人 CLACK	中高生のIT居場所を活用した孤独・孤立解消を目指す包括支援事業	大阪府大阪市淀川区
25	特定非営利活動法人 こどもサポートステーション・たねとしく	0歳からのインクルスペース「こども・若者図書館」プロジェクト	兵庫県西宮市
26	特定非営利活動法人 岡山NPOセンター	近い立場による若者・子育て世代の孤立孤独を防ぐためのパイロット事業	岡山県岡山市
27	一般社団法人 SGSG	困る前に寄り添うユース食堂の運営	岡山県岡山市
28	一般社団法人 ふらっと	地域の子ども達とおっちゃん有志でみんなで集える公園を作ろう	徳島県海陽町
29	特定非営利活動法人 抱樸	SUBACOを拠点とした全世代ごちゃまぜに支え合う地域づくりの取組	福岡県北九州市
30	一般財団法人 ウェルネスサポートLab	かかりつけナースと家事教育によるかくれシングルマザー孤立予防	福岡県福岡市中央区
31	一般社団法人 大牟田未来共創センター	市営住宅における住民同士・地域との「つながり」を構築する取組	福岡県大牟田市
32	NPO法人 トナリゼト	親を頼れない子ども・若者のためのオンライン相談窓口のシステム強化	熊本県熊本市
33	NPO法人 子育て応援フクワクピース	人・物・心を循環させる赤ちゃんから高齢者までの3世代交流拠点	大分県大分市
34	特定非営利法人 カーサグランデ	多様な事業を通じたこども・若者・高齢者のコミュニティ創造事業	宮崎県宮崎市
35	特定非営利活動法人 やどかりサポート鹿児島	当事者主体の互助活動を推進する居場所運営とアウトリーチ活動	鹿児島県鹿児島市

採択予定団体候補一覧 ② 小学校区や自治会等の区域を対象とし、地域に密着した取組

	団体名	取組名	活動地域
1	一般社団法人 青空プロジェクトTHE DAY	地域暮らしの「先輩」との対話による孤独・孤立対策の推進	栃木県那須塩原市
2	地域サロン・さくら	フレイル予防、認知症（MCI）予防、仲間作り	千葉県柏市
3	特定非営利活動法人 CONNECT	みんなで繋がる！私の避難所	東京都大田区
4	こどもの地域活動「たのつく」	子どもと大人の地域イベント「たのつくフェス」	東京都小平市
5	特定非営利活動法人 教育支援協会南関東	不登校やひきこもり傾向の若者がつなぐ世代間交流	神奈川県横浜
6	特定非営利活動法人 森ノオト	「気づきの和」普及啓発のための通信発行・全戸配布プロジェクト	神奈川県横浜青葉区
7	NPO法人 街の家族	まちっこ家族、じゅちゃん、ばあちゃん 三世代見守り愛活動	横浜市青葉区市立奈良小学校区および地域の幼稚園、保育園の通園エリア
8	特定非営利活動法人 地域で子どもを育む会	小学生と地域の大人と学生たちが取り組む楽しい居場所づくり	神奈川県川崎市高津区久本
9	ハレトケの会	あいりん地区単身高齢者のつながりづくり・支援者間のネットワークづくり	大阪府大阪市西成区
10	一般社団法人 Shien	自治会運営サポート地域デジタル化推進支援×住民の孤独・孤立世帯を防ぐ取組み	大阪府阪南市
11	特定非営利活動法人 アクションタウンラボ	スマイルフードドライブ2023	福岡県福岡市
12	特定非営利活動法人 福岡終活・相続支援センターみらいあん	ぶらウオーク福岡	福岡県春日市

孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査の 取組団体の決定について

今年度新たに実施する「孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査」の採択団体として、8団体を決定しました。

○ 調査概要

本調査は、孤独・孤立対策に取り組む NPO 等を支援する中間支援組織の取組について支援を行い、中間支援組織の非資金的支援による NPO 等の運営能力の向上や活動基盤の整備のための支援モデルを構築するものです。

○ 公募状況

公募期間：令和5年5月23日～6月13日

採択件数：8 ※詳細は別添

【担当】

内閣官房 孤独・孤立対策担当室 澤瀬、奈倉

電 話：03-5253-2111（内線 82837、82841）

直 通：03-3581-4531

1 概要

NPO等活動を熟知した中間支援組織による孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤整備のための支援モデルを構築し、全国展開を図る。

中間支援組織は、地域で孤独・孤立対策を行う中小規模のNPO等への非資金的支援を実施（注）し、取組成果や支援ノウハウ、課題等を取りまとめ、内閣官房に報告する。

（注）一つの都道府県域を超えて活動する事業が対象

2 公募対象者

中間支援組織（孤独・孤立対策に取り組むNPO等を対象に、運営支援や人材育成、ネットワーク構築等の活動を行う非営利団体）

3 予算額

1.2億円（令和5年度予算）

（1団体当たり委託契約上限額：1,000万円）

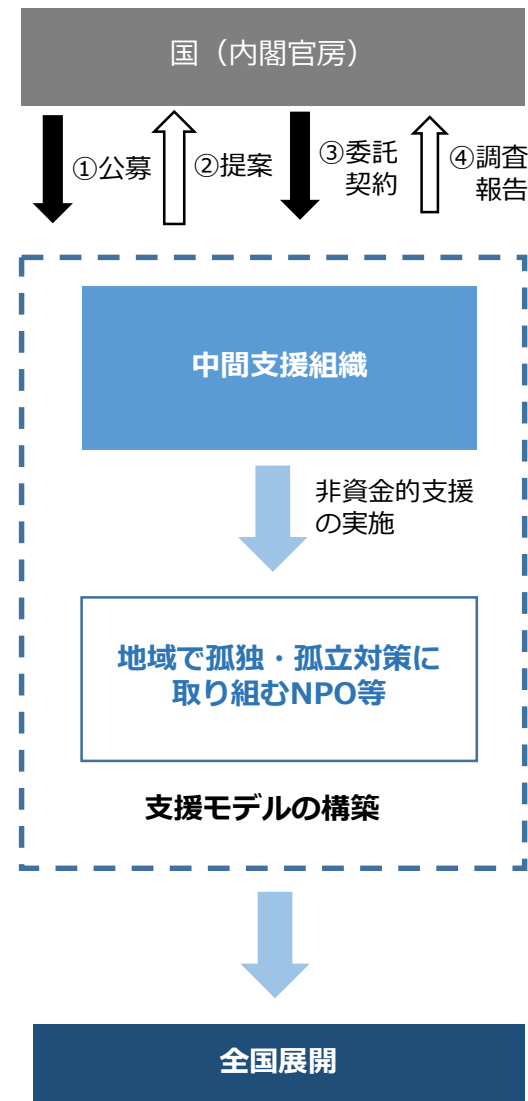
4 公募状況

期間：令和5年5月23日～6月13日

申請団体数：8団体

※2次公募を実施予定。

（調査フロー）



採択団体と取組概要

	団体名/事業名	概要	活動地域 (予定)
1	認定NPO法人フローレンス （東京都） 社会全体で親子にエールを贈る 物資等マッチングプラットフォームの構築・基盤整備	これまでの食料等の支援物資のマッチングの活動を整理・統合し、 <u>全国・地域ベースのマッチングプラットフォームのデジタル基盤整備を行い、支援が届きにくい親子にこども宅食等を行う地域団体等への試験的なシステムの導入・維持管理の伴走支援を実施する。</u>	全国
2	認定NPO法人むすびえ （東京都） 「福祉を超えた」協働関係の構築	地域の居場所を支援する中間支援団体への伴走支援等を通じて、 <u>こども食堂をはじめとした地域の居場所と文化芸術団体、宅配事業者、民生委員をつなげ、社会包摂を目的としたアートワークショップの開催等を通じて「福祉を超える」協働関係を構築する</u>	全国
3	一般社団法人全国フードバンク推進協議会 (東京都) フードバンク団体を起点とした、ケアリーバーへの支援スキームの確立	フードバンク団体と社会的養護施設との連携により、 <u>社会的養護のケアを離れた若者（ケアリーバー）を対象とした、食料支援や見守り等による支援スキームを確立する。</u>	全国
4	一般社団法人RCF (東京都) 食支援による居場所提供を通じた、自治体・NPO・社協・民間団体等による連携組成或いは強化策の構築	居場所事業に取り組む <u>NPO/自治体/社協/民間事業者等の地域内連携組成や強化へ向けて、地域の課題現状や関係者特性に応じた2手法の構築を目指し2地域にて実践する。</u>	愛媛県 熊本県
5	社会福祉法人大阪ボランティア協会 ※(大阪府) 関西2府3県の間支援組織の英知を結集したコンソーシアムによる支援モデルの構築 ※しがNPOセンター、きょうとNPOセンター、泉北のまちと暮らしを考える財団、ひょうごコミュニティ財団、わかやまNPOセンターとのコンソーシアム	<u>2府3県の間支援組織6団体がコンソーシアムを組成して、こども・ヤングケアラー・DV被害者の支援団体への個別伴走支援や小規模NPOのネットワーク形成を通じた支援モデルを構築する。</u>	大阪府 滋賀県 京都府 和歌山県 兵庫県
6	NPO法人市民ネットすいた （大阪府） 府県域をまたぐ生活圏域をベースとした中小NPOの活動基盤強化支援モデル構築	大阪府と兵庫県をまたぐ「北摂エリア」において、孤独・孤立対策に取り組む中小規模NPO及び地縁団体を対象とした、 <u>伴走支援や講習会、交流会等の実施による活動基盤強化支援モデルを構築する。</u>	大阪府 兵庫県
7	NPO法人北海道NPOサポートセンター ※(札幌市) 切れ目のない孤独・孤立対策のための多様な社会資源ネットワーク及び居場所機能強化事業 ※北海道ネットワーク、コミュニティワーク研究実践センターとのコンソーシアム	「居場所」をなくした人たちが心理的・身体的に <u>安心できる居場所につながり、社会参加の機会等を得られる包括的支援モデルを構築するため、地域の居場所の在り方の調査や伴走支援、支援情報の発信強化を行う。</u>	北海道 静岡県
8	一般社団法人えんがお （栃木県） 「居場所づくり」に特化した創業支援	空家を活用した多世代共生コミュニティづくりに取り組む当団体が、孤独・孤立対策の現状調査とともに、 <u>地域の居場所づくりに取り組む意欲のある団体等に対して、個別相談や伴走支援等を実施する。</u>	全国